

令和8(2026)年度文化財保護資金調達方法普及・促進事業仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「県」という。）が発注する令和8(2026)年度文化財保護資金調達方法普及・促進事業を受注する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 業務名

令和8(2026)年度文化財保護資金調達方法普及・促進事業

2 業務の目的

県内の文化財所有者や地域伝統文化の継承に取り組む団体等に対しアドバイザーを派遣することにより、クラウドファンディングをはじめとする新たな資金調達方法や文化財活用方法の普及・促進し、文化財の保存修理、活用の好循環の構築を図る。

なお、本業務は、とちぎの文化財を地域で支えるしくみづくり事業の一部を委託により実施するものである。（「8 とちぎの文化財を地域で支えるしくみづくり事業について」参照）

3 委託料

2,577,421 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

4 予定契約期間

契約締結の日から令和9（2027）年3月26日（金）まで

5 業務内容

文化財保護に係る資金調達の方法、文化財の活用方法等をアドバイスし、所有者等による新たな資金調達や文化財活用の実施を促進する。

（1）アドバイザーの派遣

ア アドバイザーの派遣対象者は、文化財所有者、地域伝統文化の継承に取り組む団体等とする。

イ 派遣先は5か所、1か所当たりの派遣回数は5回程度とする。

ウ 派遣希望者の意向等を踏まえ、予め県と協議の上、アドバイザーを派遣すること。

エ アドバイザーの従事する業務は以下のとおりとする。

- ① 文化財保護に係る資金調達方法、文化財活用方法等についてアドバイスする。
- ② クラウドファンディングに関するアドバイスにおいては、制度の詳細説明や、魅力あるリターン等の造成、歴史的背景やストーリー性を考慮した文化財の魅力発信等を助言し、寄付者への訴求力の強化を図ること。
- ③ 文化財の活用方法に関するアドバイスにおいては、個々の文化財の内容や特性等に即した適切な内容をアドバイスすること。

オ 派遣先の会場及び必要な設備・備品については、県と協議の上、準備すること。

カ 派遣時の進行管理・撮影記録等を行うこと。

キ 派遣を行うごとに、派遣結果（派遣希望者から受けた相談等及び、それに対するアドバイス等）をまとめ、県に提出すること。

(2) アドバイザーの選定

ア 受託者は以下の内容に精通した者をアドバイザーとして選定し、県と調整の上、決定すること。

- ① 文化財の保存活用に対し導入可能な資金調達方法（クラウドファンディング等）
- ② 文化財の価値及びその保存・活用
- ③ 文化財の価値や魅力の発信

イ アのほか、県はアドバイザーを指定できるものとする。

ウ アドバイザーの派遣について、依頼及び交渉を行うこと。

エ アドバイザーへの報償費及び交通費等について負担すること。

(3) 管理運営

ア 業務を適切に管理・運営すること。

イ 業務の進捗状況等を県の求めに応じて報告すること。

(4) 報告書作成

すべての事業が終了した後、各事業の報告書を作成し、電子データ（PDFファイル）で納品すること。なお、報告書には各事業当日の記録写真を含むこと。

6 委託料の支払い

精算払とする。

7 事業の実施に係る留意点

(1) 受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

(2) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。

(3) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。

ア 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務について、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。

イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

(4) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(5) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

(6) 県が必要と認める軽微な事項については、この仕様書に定めのない事項であっても、受託者は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

(7) この仕様書に定めのない事項については、その都度、県と受託者で協議の上、処理するものとする。

8 とちぎの文化財を地域で支えるしくみづくり事業について

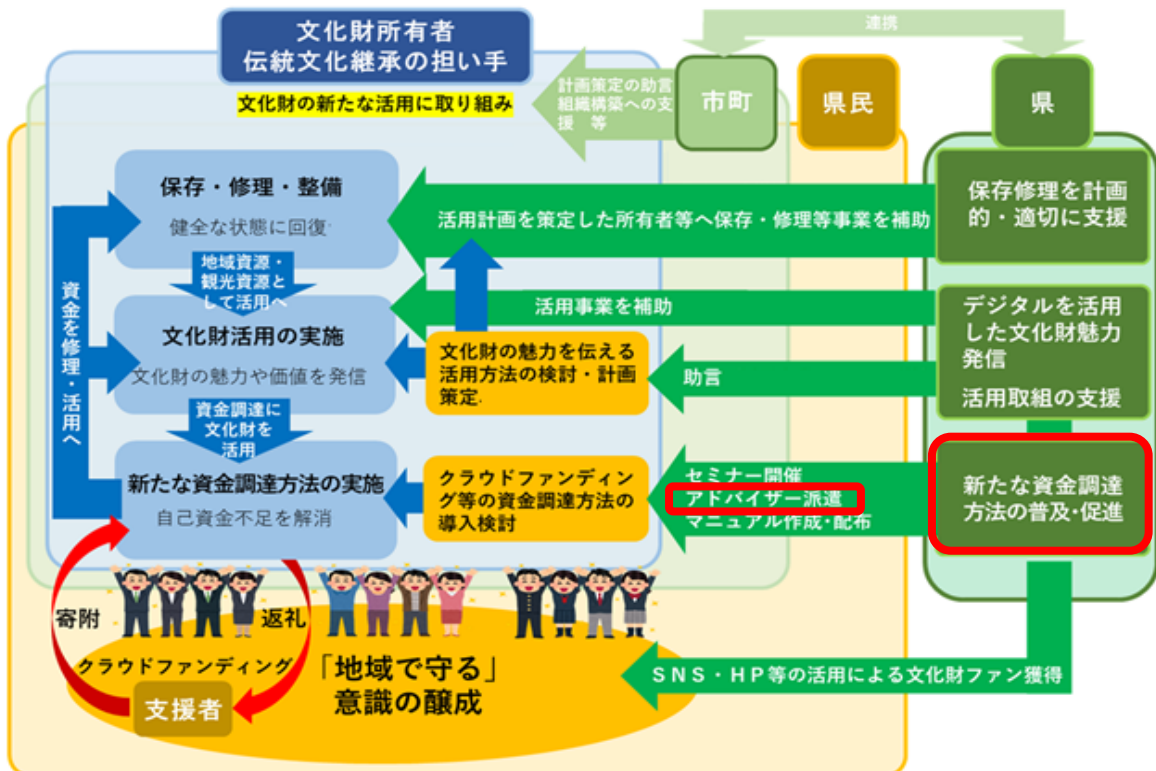
(1) 事業概要

保存と活用の好循環により、文化財が地域に支えられ後世に継承されていくための3つの視点を設定し、事業を実施する。



二令和8(2026)年度文化財保護資金調達方法普及・促進事業

(2) 事業イメージ



二令和8(2026)年度文化財保護資金調達方法普及・促進事業